

島根地方最低賃金審議会

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会

第3回会議 議事要旨

開催日時	令和5年10月4日（水）午後0時55分～午後3時7分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	金額審議		
議 事 要 旨			
<p>1 部会長が、本日の会議は議事録を公開とするが、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある等の場合には、島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開とする旨説明した。</p> <p>2 金額審議において部会長が、前回会議の各側の主張の概要を報告し、それぞれに追加の意見を求めた。</p> <p>3 労働者側、使用者側とも、引き続き公労、公使協議開催の発言があった。</p> <p>4 部会長が、公労、公使協議を行うことを決定した。</p> <p>5 部会長が、これ以降の会議は非公開とし、議事要旨のみ公開する旨説明した。</p> <p style="text-align: center;">（公労協議・公使協議）</p> <p>6 公益委員が労使双方の意見を聞きながら歩み寄りを図った結果、最終的に合意に達したことから、専門部会として引上げ額47円、時間額1,034円で諮り、全会一致で決議された。</p> <p>7 事務局へ専門部会報告書案及び審議会令第6条第5項による答申文案の作成が指示され、その間休憩となった。</p> <p>8 会議が再開し、専門部会報告書案及び答申文案が配付され、順次、審議の上、案どおり決議された。</p>			

- 9 部会長が、答申文を労働基準部長に手交した。
- 10 労働基準部長が謝辞を述べた。
- 11 室長が、意見に関する公示（異議の申出）等、今後の事務手続きについて説明した。
- 12 部会長が、審議会令第6条第7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。